

東京都造林補助事業竣工検査内規

	令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農森第 1204 号
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日付 5 産労農森第 58 号
一部改正	令和 6 年 6 月 1 日付 6 産労農森第 444 号
一部改正	令和 7 年 5 月 1 日付 7 産労農森第 38 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 東京都造林補助事業の竣工検査及び補助金の査定については、東京都造林補助事業実施要綱（令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農森第 1201 号。以下「実施要綱」という。）、東京都造林補助事業費補助金交付要綱（令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農森第 1202 号。以下「交付要綱」という。）及び東京都造林補助事業実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農森第 1203 号。以下「実施要領」という。）によるほか、この内規に定めるところによる。

(検査員)

第 2 条 検査は、東京都森林事務所及び東京都支庁の職員の中から、森林事務所長及び支庁長が指定した職員（以下「検査員」という。）が行う。

2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

3 次条の規定に基づく現地確認は、検査員のほか、検査の補助を行う他の職員と行う。

(検査の区分等)

第 3 条 検査は、実施要領第 10 の 2 により、原則として書類確認と現地確認により行う。検査は、申請のあった施行地 1 ヶ所又は集材地及び検査に必要な箇所（以下「施行地等」という。）ごとに行う。現地確認結果は、竣工検査野帳（以下「検査野帳」という。様式 1-1 から 1-8。）に記録する。

2 森林経営計画又は実施要綱別表 4 【高品質木材のための保育管理事業】の事業計画に基づき行われた事業及び実施要綱別表 3 のアの(ウ)【有用広葉樹造林】のうち苗木を単木で植栽する事業（伐採を伴う植栽を含む）については、事業主体から造林補助事業申請前現地確認願が提出された場合は、実施要領第 11 の 1 に基づき、交付申請前に施業の完了確認を行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、下刈り（2 回刈）の 1 回目の下刈りについては、造林補助事業申請前現地確認願に基づき、施業の完了確認を行うこと。

(検査の認定)

第 4 条 検査の結果、当該施行地等が実施要領の規定に適合しないものであるときは、竣

工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を実施要綱第4に定める申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知する。

2 申請者への通知内容は、検査野帳に記載する。

3 不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行う。

（検査調書）

第5条 検査員は、検査野帳に基づき検査した事項及び自らの氏名を竣工検査調書（以下「検査調書」という。）に記入する。

（検査調書等の保存）

第6条 検査調書及びこれらに関する書類等（電磁的記録により作成されている場合を含む。）は、事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5カ年間保存する。

第2章 書類確認

（書類確認の趣旨）

第7条 書類検査は、その記載内容が実施要領第10の各項に定める規定に適合しているか、確認することを旨として行う。その際、施業の実施状況等、申請書により確認できない事項は、現地にて確認する。

（GIS等の活用）

第8条 検査に合格した施行地については、当該施行地の位置、区域、面積（検査により確定した面積。以下「査定面積」という。）等をGIS等で管理し、次回以降の補助金交付申請及び検査に活用する。（GIS等で管理し、活用できる情報について以下「GIS等登録情報」という。）。

2 GIS等登録情報のある施行地について申請があった場合、申請された施行地と当該施行地が同一であることを確認し、査定面積等にGIS等登録情報を利用する。

（森林所有者等の確認）

第9条 検査員は、森林経営計画、都の保有する森林簿等により施行地等の森林所有者及び地番を確認する。

（面積の照査及び査定）

第10条 造林補助事業にあつて、面積の検査は、申請書面積と施業図（実測図）（以下「施業図」という。）とを照査して行い、査定は、検査面積に従って行う。

（使用資材）

第11条 苗木については、苗木受払簿等により樹種、本数及び苗木の形状（裸苗、ポット苗、コンテナ苗）を、苗木以外の資材については、購買伝票等により商品名及び数量

を確認する。ただし、その確認のできないものについては、現地確認による。

(伐採木の搬出材積の確認)

第 12 条 間伐等における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票・出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難しい場合は、はい積写真及び検知野帳等により確認する。

(施業間隔及び重複申請の確認)

第 13 条 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において実施要綱第 2 に定める事業による除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないこと、並びに一貫作業の施行地においては、過去 5 年以内に同一施行地において実施要綱第 2 に定める事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐を実施していないことを確認する。また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないことを確認する。

2 既に事業計画で承認された施業については、前項の確認を要しない。

(現場監督費及び社会保険料等の確認)

第 14 条 実施要領第 13 の 3 の(1)のイ【共通仮設費】において、衛星通信機器等の活用により緊急連絡体制の確保等を行い、標準単価に直接費の 1 %に相当する額を加算する場合は、連絡体制図等で通常の携帯電話等以外の衛星通信設備を活用していることを確認する。

2 同号のイ【間接費の加算】による施行地においては以下を確認する。

- (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
- (2) 現場労働者の中に個人受託者が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。

(事業主体等の確認)

第 15 条 事業主体の要件等について、以下の書類等により確認する。また、事業の実施に同意していることについて、無作為に抽出した森林所有者等に対して確認する。

(1) 事業主体としての要件を満たしていること。

ア 交付要綱第 3 【査定係数】に係る次の書類等

(ア) 認定された森林経営計画等

(イ) 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等

イ 実施要綱第 2 の(2)のア【森林緊急造成】、イ【被害森林整備】別表 2-2 の(ア)から(シ)、ウ【重要インフラ施設周辺森林整備】及びエ【林相転換特別対策（特定スギ人工林）】の事業に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書の写し

- ウ 事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し
- エ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等
- (2) 事業主体が森林所有者でない場合若しくは分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。
- ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し（事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。）
- イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し
- ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、委任状又は同意書の写し等
- (3) 実施要領第 7 の 1 【第三者への委任】により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領（以下「代理申請」という。）が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在すること。
- ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し
- イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し
- (4) 実施要綱第 2 の(5)【間伐材搬出事業】にあつては、森林所有者が、当該間伐材の搬出、出荷が行われること及び当該出荷に係る補助金申請が行われることについて、承知していることを確認できる書類
- (5) その他実施要領の規定に照らし必要な事項
- (6) (1)から(5)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有者等の自筆署名によること（ただし、契約日が令和 5 年 4 月 1 日以降のものに限る。）。
- 2 検査員は、実施要綱第 2 の(4)の事業にあつては、交付要綱第 4 の規定に基づく事業計画の内容を確認する。
- 3 森林経営計画に基づく事業内容の申請については、事業主体が保有する森林経営計画と、市町村の長等の森林経営計画の認定者が保有する当該計画とに齟齬がないことを確認する。

第 3 章 現地確認

（現地確認の手法）

第 16 条 検査員は、第 7 条の規定により現地確認を行う場合は、次により実施する。なお、信頼性を確保するため、現地確認の実施箇所については、無作為に抽出することとし、無作為抽出の方法は乱数表などによるものとするとともに、抽出に当たっては造林担当以外の職員等が行う。

実施要綱別表 1、2-1 から 2-5、3 及び 4 の事業規模の要件を満たす施行地のまとまり（以下「申請単位」という。）の数に応じ、次の方法により抽出された施行地にて

実施する。

ア 申請者の1申請に係る申請単位の数がある場合は、当該申請に係る施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地

イ 申請者の1申請に係る申請単位が複数ある場合は、あらかじめ申請単位数に応じ無作為抽出する申請単位数を定め、無作為抽出された申請単位において、1申請に係る総施行地数の1/10以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地

2 前項により現地確認を実施した施行地の検査調書には「現地確認」と記入し、施業図又は検査調書に添付する任意の図面に下記事項を朱線で記入する。ただし、GNSSデータが記録された検査写真等により検査位置を特定することが出来る場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。

(1) 検査員が検査のため踏査した経路

(2) 検出した線又は検出点

(3) 標準地又は検出した苗間列間のおよその位置

3 現地確認において疑義が認められた場合は、前1項を適用しない。

(現地確認の体制)

第17条 現地確認を行う場合は、その信頼性等を確保するため、2名以上の体制により実施する。

(立会)

第18条 現地確認は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行う。

(施行地の位置確認)

第19条 申請書に記載された施行地の位置については、都の保有する森林計画図、GIS等で確認する。

(施行地の区域確認)

第20条 申請書に記載された施行地の区域については、周辺林地の状況等により確認する。

2 施行地として認める区域は、現に施業対象となる樹種が植栽されている、又は、地拵えが完了している区域とする。

3 実施要綱に規定された以下の事業内容のうち、地表かき起こし、不用木の除去等一定の区域の一部に対して施業を行う場合、当該施業と一体として取扱う樹木を包括する森林の区域を施行地の区域とする。

(1) 実施要綱別表1【森林環境保全直接支援事業】のイ【樹下植栽等】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【間伐】及びコ【更新伐】

(2) 実施要綱別表2-1【森林緊急造成】の(イ)【樹下植栽等】及び(カ)【除伐】

(3) 実施要綱別表2-2【被害森林整備】の(イ)【樹下植栽等】、(キ)【除伐】、(ク)【保育間伐】及び(ケ)【更新伐】

- (4) 実施要綱別表 2-3 【重要インフラ施設周辺整備】の(イ)【樹下植栽等】、(キ)【除伐】、(ク)【保育間伐】及び(ケ)【更新伐】
 - (5) 実施要綱別表 2-5 【保全松林緊急保護整備】の(イ)【樹下植栽等】、(カ)【除伐】、(キ)【保育間伐】及び(ケ)【更新伐】
 - (6) 実施要綱別表 3 【一般造林事業】のイ【樹下植栽等】、カ【枝打ち】、キ【除伐】、ク【保育間伐】、ケ【間伐】及びコ【更新伐】
 - (7) 実施要綱別表 4 【高品質木材のための保育管理事業】のイの(エ)【枝打ち】、(オ)【除伐】、及びウ【間伐】
- 4 実施要綱別表 3 のアの(ウ)【有用広葉樹造林】のうち苗木を単木で植栽する事業（伐採を伴う植栽を含む）については、植栽木が一定のまとまりを持った区域（林小班等）を一施行地とする。

（除地）

- 第 21 条 施行地内の植栽不可能地であつて、1 ヲ所の面積が原則 0.01ha 以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1 ヲ所の面積が 0.01ha 以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は 1 ha 当たり 0.1ha を超えないものとする。
- 2 地拵えによる倒木、刈払物の整理などで、1 ヲ所の面積が 0.01ha 未満の植栽していない林地を 2 ヲ所以上合わせて 0.01ha 以上となるものにあつては、当該林地は除地としない。

（測量成果・面積の確認）

- 第 22 条 第 8 条第 2 項の GIS 等登録情報がない場合、又は、同項において同一と認められなかった場合は、以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。
- (1) コンパス等による測量の場合は、2 個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差は、方位角及び高低角各 2 度、距離 5/100 以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
 - (2) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルを GIS 等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- 2 前項による結果が、誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者に再測量等を命じるものとする。
- 3 第 1 項及び第 2 項で照合した測量野帳等又は前項による再測量の野帳等は、検査野帳に添付する。
- 4 実施要綱別表 1、2-1 から 2-5、3 及び 4 のうち、過去に植栽の検査に合格した施行地で、第 2 項で照合したコンパス等による測量の成果がある場合は、申請された施行地と当該施業地が同一である場合に限り、測量野帳等のデータの精度の確認を省略することができる。

(人工造林の検査)

第 23 条 植栽本数については、次の(1)及び(2)のいずれかの方法（以下「本数検査法」という。）により確認する。ただし、有用広葉樹造林のうち苗木を単木で植栽する事業においては、第 25 条第 3 項の定めるところによる。

- (1) 施行地内の任意の植列において植栽木 11 本の間の延長及びその植列に直角の方向に 11 列の間の延長をそれぞれ計測し、苗間列間距離の平均値を求め、別表 1-1 の植え付け（植栽）本数早見表により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。
- (2) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積 100 m²を基準として設定した区域（以下「標準地」という。）内の全植栽本数を計測する方法。

2 現地確認を行う場合、前項第 1 号の任意の植列及び第 2 号の標準地の数は、原則、施行地の面積が 1 ha 未満の場合は 1 カ所、1 ha 以上 2 ha 未満の場合は 2 カ所、2 ha 以上 5 ha 未満は 3 カ所、5 ha 以上 8 ha 未満は 4 カ所、8 ha 以上は 5 カ所とする。ただし、現地確認を実施する数は、検査員が必要と認めた数とする。

なお、本標準地の数については、保育間伐、間伐、更新伐、枝打ち、雪起こし、倒木起こし、樹下植栽等、食害防護資材設置及び剥皮防護資材の検査にも適用できるものとする。

- 3 本数検査法を行った場合は、その数及びその結果を検査野帳に記録する。
- 4 第 1 項の(2)の規定に基づく本数検査法は、別表 1-2 の手順により行う。
- 5 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率（補植本数/補植後の植栽本数）を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が補植本数を上回っていないことを確認する。

第 24 条 枯損率については、本数検査法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を計測し、枯損苗本数/植栽本数により算出する。

第 25 条 枯損率が 20%未満であるときは、本数検査法によって確認した植栽本数を検査の合格本数とする。

- 2 スギ、ヒノキ及びマツ類（以下「針葉樹」という。）の植栽本数は、1 ha 当たり 2,000 本以上とし、市町村森林整備計画に掲載されている広葉樹の植栽本数は、1,000 本以上とする。ただし、植栽本数の区分は、1 ha 当たり 500 本を加えた本数ごととし、1 ha 当たり 3,000 本以上の場合、植栽本数は 3,000 本とする。
- 3 有用広葉樹造林のうち苗木を単木で植栽する事業（伐採を伴う植栽を含む）においては、植栽本数をもって査定本数とする。植栽木は検査員が全数検査により確認し、枯損苗木は補助の対象としない。

第 26 条 1 施行地に適用標準単価の異なる 2 樹種以上が植栽されている場合には、計測又は本数比により面積を按分して区分する。

第 27 条 地拵えについては、伐採及び刈払い並びに倒木、刈払い物の整理が、その後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されていることを確認する。

- 2 特殊地拵における前生樹の蓄積等の確認は森林簿による。
- 3 地拵え前の状況及び草丈の高さを写真で確認する。

(林齢の確認)

第 28 条 林齢については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等により確認する。

(下刈りの検査)

第 29 条 下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払が行われているかを確認する。

- 2 下刈り（2 回刈）の場合は、1 回目の下刈り完了後、2 回目の下刈りが実施される前に、第 3 条第 2 項の規定に基づき提出された申請前現地確認願により、完了確認を行うものとし、2 回目の下刈りの完了後に実施する検査とあわせて合否を判定する。
- 3 現地において、下刈り状況の確認を補助的にカメラ付きドローンにより実施できる。
- 4 検査員は、当該施行地の鳥獣害防止施設等の有無を確認する。

(枝打ちの検査)

第 30 条 枝打ちの検査は、針葉樹（ただし、マツ類を除く。）に対して行われた枝打ちの本数及び枝打高の範囲について行い、本数については、本数検査法による。ただし、枯れ枝のみの枝打ちは、検査の対象としない。

(雪起こし及び倒木起こしの検査)

第 31 条 雪起こし及び倒木起こしの本数については、本数検査法により、雪起こし本数率（雪起こし本数／現存生立本数）及び倒木起こし本数率（倒木起こし本数／現存生立本数）を確認する。査定面積は、雪起こし本数率又は倒木起こし本数率×被害区域面積により求める。

- 2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を単位とする。

(樹下植栽等の検査)

第 32 条 樹下植栽等については、地表かき起し、植栽、不用萌芽の除去、不用木の除去及び不良木の淘汰とし、実施した施業種のみ検査を行う。地表かき起し及び植栽状況は踏査確認、不用萌芽の除去、不用木の除去及び不良木の淘汰については本数検査法及び作業前の写真確認により検査する。なお、検査時に積雪により地表かき起し等の状況の判別が困難な場合、作業後の写真を併せて確認する。

(除・間伐等の検査)

第 33 条 除伐の不用木の除去については、育成しようとする樹木（天然生の有用木を含む）の生育を阻害する不用木等が全て伐倒されているかどうかを旨として検査を行う。保育間伐、間伐の不良木の淘汰の本数については、本数検査法により検査する。

- 2 検査の結果、伐採率が 10%以上 20%未満にあっては、伐採率 10%の区分と判定し、20%以上 30%未満の区分にあっては、伐採率 20%の区分と判定し、伐採率 30%以上にあっては、伐採率 30%の区分と判定する。
- 3 不用木の除去及び不良木の淘汰後の枝払い、玉切、片付けの実施率については、1 項の検査区域内（不用木の除去のみを実施した施行地にあっては、本数検査法により設定する区域内）において確認する。侵入竹の除去についても、同様に本数検査法により確認する。

（間伐材の現地確認）

第 34 条 間伐材の搬出場所の確認については、土場等にて搬出された材の集積状況等の現地確認を原則 1 回以上行い、写真を撮影して記録しておく。ただし事業主体には、検査の立会い以外の集積状況等についても随時写真を撮影・保管するよう指導を行い、間伐の本数検査時点で確認する。

（保育間伐の検査）

第 35 条 12 齢級を超える林分で行った保育間伐については、第 33 条の本数検査法に加え、平均胸高直径調査表に基づき、伐採した不良木の胸高直径の平均が 18 cm未満であることを確認する。

（森林作業道の検査）

第 36 条 森林作業道の検査は、次により行う。

- (1) 森林作業道の検査については、東京都森林作業道作設指針に規定する項目と照査し、また、現地で幅員、延長、木製構造物等を検査する。
- (2) 森林作業道の延長の確認は、始点から終点までの距離につき実測により行うとともに、木製構造物については、施工高 0.35m以上の箇所の上昇について実測する。ただし、森林作業道及び木製構造物の延長が 100mを超える場合は、延長の 10%の距離又は 100mのいずれか長い距離に相当する任意の測点間距離について実測する。
- (3) 森林作業道の幅員の検査は、延長が 300mに満たない場合は 1 カ所、300m以上の場合はおおむね 300mごとに 1 カ所以上の幅員を実測する。
- (4) 当該森林作業道整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

（鳥獣害防止施設等の検査）

第 37 条 鳥獣害防止施設等の検査は次により行う。

- (1) 鳥獣防止施設等の検査は、施設等が適切に設置されていることを確認する。
- (2) 獣害防護柵の延長は、設置した延長の 10%の長さ又は 100mのいずれか長い方に相当する任意の測点間距離について実測する。また、獣害防護柵の仕様（寸法、材料等）については、別に定める標準仕様を満たす施設が設置されていることを確認する。
- (3) 食害防護資材（単木保護ネット又はチューブ）の設置本数は、本数検査法により確

認する。また、仕様については、設置高が 140～150 cm程度で、製造メーカー等が幼齢樹木を保護する目的で製造したものであることを確認する。

- (4) 剥皮防護資材（単木ネット）の設置本数は、本数検査法により確認する。また、仕様については、高さ 140cm 程度で、製造メーカー等が成木を保護する目的で製造したものであることを確認する。
- (5) 当該施設等整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施又は予定されていることを確認する。

（荒廃竹林の整備）

第 38 条

- (1) 荒廃竹林整備の検査は、間伐に準じて本数検査法により確認する。
- (2) 荒廃竹林の整備と一体的に実施するとしている施業が、現に実施されていることを確認する。

（有用広葉樹造林のうち苗木を単木で植栽する事業（伐採を伴う植栽を含む）の検査）

第 39 条 有用広葉樹造林のうち苗木を単木で植栽する事業（伐採を伴う植栽を含む）の検査は、次により行う。

- (1) 過去に申請のあった植栽木及び伐採木との重複がないか、全数検査により確認し、施行地の位置については、現地確認に加え、施業図により確認する。
- (2) 植栽の検査は、植え付けが適正に行われているかを確認する。
- (3) 伐採を伴う植栽の検査は、伐採が苗木の植栽と一体的に行われているかを確認する。

（その他の検査）

第 40 条 その他、規定のない施業種については、当該施業の目的とする効果が発揮できることを確認する。

（写真）

第 41 条 現地確認を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況（測量成果の検査状況、施行状況等）の写真を撮影し、検査野帳に添付する。写真は、原則として撮影年月日を記入した黒板を添え、検査員又は立会者が確認できるように撮影する。なお、これらの写真は原則として GNSS データが記録されたものとする。

（単位）

第 42 条 実測の検査単位は、次のとおりとする。

- (1) 面積は、ha とし小数点以下 3 位を切捨て 2 位止め
面積を集計する場合、個々の面積の単位は、ha とし小数点以下 4 位を切捨て 3 位止めとする。
- (2) 長さは、m とし小数点以下 2 位を切捨て 1 位止め
延長を集計する場合、個々の長さの単位は、m とし小数点以下 3 位を切捨て 2 位止

めとする。

(3) 本数は、本とし整数止め

(4) 材積は、 m^3 とし小数点以下2位を切捨て1位止め

材積を集計する場合、個々の材積の単位は、 m^3 とし小数点以下第3位を切捨て2位止めとする。

附 則

東京都森林整備補助事業竣工検査内規（昭和55年4月25日付54労経農林第1898号）は廃止とし、この内規は、令和5年3月30日から適用する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和6年6月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和7年5月1日から適用する。

別表 1—1

植え付け（植栽）本数早見表方形植栽

（1 ha 当たり）

列間距離 苗間距離	1.00	1.20	1.40	1.60	1.80	2.00	2.20	2.40	2.50	2.60	2.80	3.00
1.00	10,000											
1.20	8,333	6,944										
1.40	7,143	5,952	5,102									
1.60	6,250	5,208	4,464	3,906								
1.80	5,556	4,630	3,968	3,473	3,086							
2.00	5,000	4,167	3,571	3,125	2,778	2,500						
2.20	4,545	3,788	3,247	2,841	2,525	2,273	2,066					
2.40	4,167	3,472	2,976	2,604	2,315	2,083	1,894	1,736				
2.50	4,000	3,333	2,857	2,500	2,222	2,000	1,818	1,667	1,600			
2.60	3,846	3,205	2,747	2,404	2,137	1,923	1,748	1,603	1,538	1,479		
2.80	3,571	2,976	2,551	2,232	1,984	1,786	1,624	1,488	1,428	1,374	1,276	
3.00	3,333	2,778	2,381	2,083	1,852	1,667	1,515	1,389	1,333	1,282	1,190	1,111

※ 苗間及び列間距離は、水平距離

別表 1－2

本数検査法手順

- 1 この手順による検査は、第 23 条（人工造林及び樹下植栽等）、第 31 条（枝打ち）、第 32 条（雪起こし及び倒木起こし）、第 33 条（樹下植栽等）、第 34 条（除・間伐等）、第 38 条の(3)（食害防護資材設置）において用いる。
- 2 標準地面積は、10m の方形もしくは半径 5.65m の円により得られる範囲の面積をもって 100 m²とみなす。
- 3 本数検査は、検査対象木の樹幹全部が標準地内に存する本数を数えて行うものとし、標準地区域線上に樹幹が存する場合は 2 本をもって 1 本とする。
- 4 標準地区域線上に樹幹が存する樹木の総数が奇数の場合は、2 で割って得られる整数とする。
- 5 当該区域の線の外側に接して樹幹が存する場合は、数える対象とはしない。

竣工検査野帳（造林）												GPS測点							
年度		申請番号		保育種別		1 人工林（再造林・拡大造林） 2 有用広葉樹造林 3 補植													
施行地		(地番)														(林小班)			
事業主体（申請者）		施行地所有区分			森林の種類			苗木				樹種・ 苗の種類別	申請		検査結果				
1 区市町村 2 森林組合等 3 森林所有者 4 森林経営計画策定者 5 その他		1 自分の土地		個人委託	1 森林経営計画			生産(移入)先	樹種	本数	購入先	計	面積	本数	面積	本数			
		2 他人の土地		分収受託・委託 その他				2 普通林			東京都				都苗組	ha	本	ha	本
		地拵（有・無 ² ）						()県			森林組合		ha	本	ha	本			
		片付けのみ・刈払機			草地			()県			その他		ha	本	ha	本			
		開始時期	年 月		灌木地			自家生産苗			()		計	ha	本	ha	本		
		完了時期	年 月		ササ地（1m以下・1m超）			野生苗					造林完了年月日		年 月 日				
植え付け (植栽) 本数 早見表 による 算出	樹種	スギ		ヒノキ		広葉樹		標準地 調査	樹種	スギ	ヒノキ	広葉樹	面積	樹種	スギ	ヒノキ	広葉樹		
	箇所番号	苗間距離	列間距離	苗間距離	列間距離	苗間距離	列間距離		箇所番号	本数	本数	本数		箇所番号	本数	本数	本数		
	1	m	m	m	m	m	m		1	本	本	本	m ²	1	本	本	本		
	2	m	m	m	m	m	m		2	本	本	本	m ²	2	本	本	本		
	3	m	m	m	m	m	m		3	本	本	本	m ²	3	本	本	本		
	4	m	m	m	m	m	m		4	本	本	本	m ²	4	本	本	本		
	5	m	m	m	m	m	m		5	本	本	本	m ²	5	本	本	本		
						m	m		6				m ²	6	本	本	本		
	計	m	m	m	m	m	m		計	本	本	本	m ²	計	本	本	本		
	平均	m		m	m	m	m		平均	本	本	本	m ²	枯損本数	本	本	本		
植栽本数	本/ha		本/ha		本/ha		植栽本数	本/ha	本/ha	本/ha		枯損率	%	%	%				
通勤（所要）時間						現地検査の省略の有無		有・無	検査図面作成の省略の有無			有・無							
植栽・伐採を伴う植栽の状況等						検査結果		合格・不合格				(申請前)現地確認年月日 年 月 日							
検査員の職・氏名						検査補助 職・氏名						立会人氏名							
備 考																			

※1 有用広葉樹造林Ⅱ（伐採を伴う植栽）については、植栽本数を記入し、括弧書きで伐採本数を記入する。

※2 地拵えを実施していても、申請者が地拵えを申請しない場合は、「地拵」の有無は「無」とする。

様式 1－2 （東京都造林補助事業竣工検査内規第 3 条に適用）

竣工検査野帳（保育及び搬出間伐のうち本数検査に適用）										GPS測点					
年度		申請番号			保育種別			1－1 下刈り（1 回刈） 1－2 下刈り（2 回刈）（ 回目）							
								2 除伐 3 間伐（搬出、切捨、保育） 4 更新伐 5 雪起こし 6 倒木起こし 7 竹林							
施行地		(地番)										(林小班)			
事業主体（申請者）				施行地所有区分			森林の種類								
1 区市町村				1 自分の土地			1 個人								
2 森林組合等							2 委託								
3 森林所有者				2 他人の土地			1 分収								
4 森林経営計画策定者							2 受託・委託								
5 その他							3 その他								
区 分		樹種		林齢		区域面積		現存立木本数		間伐・雪起こし・倒木起こし本数		左の本数率		下刈り・除伐の状況等	
申 請				年生		ha		本		本		%			
検 査				年生		ha		本		本		%			
標 準 地 調 査	箇所番号		面積		現存立木本数		間伐・雪起こし・倒木起こし本数		左の本数率		ha 当たり現存立木本数(推定)		備考		
	1		m ²		本		本		%		本				
	2		m ²		本		本		%		本				
	3		m ²		本		本		%		本				
	4		m ²		本		本		%		本				
	5		m ²		本		本		%		本				
	計		m ²		本		本		%		本				
平均		m ²		本		本		%		本					
間伐方法の確認		集材の種類 車両集材 ・ 架線集材				造材の種類 チェンソー ・ 林業機械				鳥獣害防止施設等設置の有無（下刈り）		有 ・ 無			
通勤(所要)時間				現地検査の省略の有無		有 ・ 無		検査結果						合 格 ・ 不合格	
検査図面作成の省略の有無				有 ・ 無		一体として実施する施業（竹林のみ）						(申請前)現地確認年月日		年 月 日	
検査員の職・氏名						検査補助 職・氏名						立会人氏名			

竣工検査野帳（造林）										GPS測点																			
年度		申請番号			保育種別			1 樹下植栽等																					
施行地		(地番)																		(林小班)									
施行地所有区分						森林の種類			事業主体						苗木														
1 自分の土地		個人				1 森林経営計画 2 普通林			1 区市町村 2 森林組合等 3 森林所有者 4 経営計画策定者 5 その他						生産（移入）先		樹種		本数		購入先								
		委託													東京都 自家生産 野生苗 その他						都苗組 森林組合 その他 ()								
2 他人の土地		分収																											
		受託・委託																											
		その他																											
施行内容					区分	樹種	林齢	区域面積	残存立木本数	伐倒本数	植栽本数	本数率	地表かき起こし状況			良好 ・ 不良													
①植栽 ②地表のかき起こし ③不要萌芽・不用木の除去 ④不良木の淘汰					申請			ha	本	本	本	%	林内整理の有無			有 ・ 無													
					検査			ha	本	本	本	%	不要萌芽・不用木除去			有 ・ 無													
本数 早見表 による 算出 (植栽)	樹種					標準地調査 (植栽)	樹種			枯損率 (植栽)	樹種			面積	標準地調査 (不良木の淘汰)	箇所番号	面積	残存立木本数	伐倒本数	左の本数率	ha当たり残存立木本数（推定）								
	箇所番号	苗間距離	列間距離	箇所番号	本数		箇所番号	本数	1		m ²	本	本			%	本												
	1	m	m	1	本		1	本	m ²		2	m ²	本			本	%	本											
	2	m	m	2	本		2	本	m ²		3	m ²	本			本	%	本											
	3	m	m	3	本		3	本	m ²		4	m ²	本			本	%	本											
	4	m	m	4	本		4	本	m ²		5	m ²	本			本	%	本											
	5	m	m	5	本		5	本	m ²		計	m ²	本			本	%	本											
											平均	m ²	本			本	%	本											
	計	m	m	計	本		計	本			通勤（所要）時間					検査図面作成の省略の有無		有 ・ 無											
	平均	m	m	平均	本		枯損本数	本			現地検査省略の有無		有 ・ 無			(申請前)現地確認年月日		年 月 日											
	植栽本数	本/ha		植栽本数	本/ha		枯損率	%			検査結果					合格 ・ 不合格													
	検査員の職・氏名						検査補助 職・氏名									立会人氏名													
備考																													

様式 1－4 （東京都造林補助事業竣工検査内規第 3 条に適用）

竣工検査野帳（枝打ち）											GPS測点							
年度		申請番号			保育種別			1 枝打ち										
施行地		(地番)									(林小班)							
事業主体（申請者）				施行地所有区分				森林の種類										
1 区市町村 2 森林組合等 3 森林所有者 4 森林経営計画策定者 5 その他				1 自分の土地		1 個人 2 委託		1 森林経営計画 2 普通林										
				2 他人の土地		1 分収 2 受託・委託 3 その他												
区 分		樹種		林齢		区域面積		現存立木本数		枝打ち本数		枝打高の範囲						
申 請				年生		ha		本		本		m～ m						
検 査				年生		ha		本		本		m～ m						
標 準 地 調 査	箇所番号		面積		現存立木本数			枝打ち本数			枝打高の範囲		ha当たり枝打ち本数(推定)					
	1		㎡		本			本			m～ m		本					
	2		㎡		本			本			m～ m		本					
	3		㎡		本			本			m～ m		本					
	4		㎡		本			本			m～ m		本					
	5		㎡		本			本			m～ m		本					
	計		㎡		本			本			m～ m		本					
平均		㎡		本			本			m～ m		本						
通勤(所要)時間				現地検査の省略の有無			有 ・ 無		検査結果		合 格 ・ 不合格		検査図面作成の省略の有無		有 ・ 無			
一体として実施する施業（6齢級を超える場合）					(12齢級以下) 間伐 ・ 保育間伐					(18齢級以下) 更新伐					(申請前) 現地確認年月日		年 月 日	
検査員の職・氏名					検査補助 職・氏名					立会人氏名								
備 考																		

様式 1－5 （東京都造林補助事業竣工検査内規第 3 条に適用）

竣工検査野帳		搬出間伐（集材及び間伐材利用促進出荷事業に適用）							
申請者名				申請者住所					
1 間伐地の確認									
間伐実施森林の所在		(林小班)							
2 間伐材の確認									
集材地の所在									
集材の種別		1 車両集材 2 架線集材		使用機械（車両集材の場合）					
造材の種別		1 チェンソー 2 林業機械		使用機械（機械造材の場合）					
樹種・本数等の確認		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
		樹種	本数（本）	樹種	本数（本）	樹種	本数（本）	樹種	本数（本）
		計		計		計		計	
3 材積の検収									
出荷先（市場等）名称						出荷材積の確認	樹種	材積(m3)	
出荷先（市場等）住所									
材積の確認方法		1 出荷先での検収 2 取引伝票の確認 3 出荷間伐材積票の確認					計		
その他特記事項									
検査年月日		年 月 日		検査員職・氏名			立会人氏名		
				検査補助職・氏名					
備考									

竣 工 検 査 野 帳

様式 1－6 （東京都造林補助事業竣工検査内規第 3 条に適用）（森林作業道）

事業の種類		申請番号	事業主体（申請者）	一体として実施する施業
路線名等		施行地		
		(地番) (林小班)		
検査年月日		検査員 職・氏名	検査補助 職・氏名	立会人氏名
		検査の状況		備考
検 査 事 項	幅員	m		
	総延長	m		
	総延長のうち木製構造物延長	m		
	曲線半径	m以上		
	縦断勾配	%以下		
	路面状況			
	待避所			
	地山	普通 ・ 良好		
	切取り法面及び横断面			
	排水施設			
	保護施設			
	木柵	m		
	恒久的構造物			
	その他特記事項 (延長計測記録等)			
判定	合 格 ・ 不合格			

竣 工 検 査 野 帳

様式 1－7 （東京都造林補助事業竣工検査内規第3条に適用）（獣害防護柵）

事業の種類	申請番号	事業主体（申請者）	
獣害防護柵設置		1 区市町村 2 森林組合等 3 森林所有者 4 森林経営計画策定者 5 その他（ ）	
施行地			一体として実施する施業
(地番)			(林小班)
森林の種類	現地検査の省略	通勤(所要)時間	検査図面作成の省略の有無
森林経営計画・普通林	有・無		有・無
	検査員 職・氏名	検査補助 職・氏名	立会人氏名

		検査結果	備考
検査事項	設置延長	m	
	ネット設置高	m	
	網目	cm	
	ネット素材	イザナス入り ・ ステンレス線入り	
	潜りこみ防止の仕様	裾垂らし部分 ・ スカートネット	
	支柱間隔	m	
	支柱の直径	mm	
	支柱素材	FRP製 ・ 被覆鋼管 ・ 鉄製分割支柱 ・ その他（ ）	
	標準仕様との適合 (標準仕様以上の効果の発揮)	適 ・ 否	
	施工状況	良 ・ 不良	
	地形・気象等 現地条件への配慮	良 ・ 不良	
	その他特記事項 (延長計測記録等)		
	(申請前) 現地確認年月日	令和 年 月 日	
	GPS測点		
判定	合 格 ・ 不合格		

様式 1－8 （東京都造林補助事業竣工検査内規第 3 条に適用）

竣工検査野帳（鳥獣害防止施設のうち本数検査に適用）										GPS測点						
年度		申請番号						保育種別		1 食害防護資材 2 剥皮防護資材						
施行地		(地番) (林小班)														
事業主体（申請者）				施行地所有区分			森林の種類		資材							
1 区市町村 2 森林組合等 3 森林所有者 4 森林経営計画策定者 5 その他				1 自分の土地		1 個人		1 森林経営計画 2 普通林		製造メーカー名： 品 名： 支柱 結束バンド						
						2 委託										
				2 他人の土地		1 分収										
						2 受託・委託 3 その他										
区 分		樹種		林齢		区域面積		設置本数		一体として実施する施業		設置状況		標準仕様との適合		
申 請				年生		ha		本				良 ・ 不良		適 ・ 否		
検 査				年生		ha		本								
標準地調査	箇所番号		面積		設置本数			設置高		ha当たり設置本数(推定)						
	1		m ²		本			cm								
	2		m ²		本			cm								
	3		m ²		本			cm								
	4		m ²		本			cm								
	5		m ²		本			cm								
	計		m ²		本											
平均							cm		本							
通勤(所要)時間					現地検査の省略の有無		有 ・ 無		検査結果		合 格 ・ 不合格		検査図面作成の省略の有無		有 ・ 無	
										(申請前)現地確認年月日		年 月 日				
検査員の職・氏名						検査補助職・氏名				立会人氏名						
備 考																